平成２５年（フ）第３６号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目25番３―404号
債務者　堀内由多可
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７号
福島県南会津郡南会津町湯ノ花476番地
債務者　星　　千栄
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
福島県会津若松市緑町１番14号　県営住宅緑町団地13棟７号
債務者　佐野　節子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
新潟市北区名目所３丁目1344番地８　メゾンドセレーノ101号、前住所新潟県新発田市富塚町１丁目３番23号
債務者　遠藤美紀子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９号
新潟市西区山田724番地５
債務者　轡田　文与
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６４２号
大阪府貝塚市小瀬474番地１
債務者　溝田　義憲
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
大阪府和泉市光明台２丁目31番１号
債務者　野田　智享
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
大阪府和泉市いぶき野５丁目２番アルモニー２棟1001号、住民票上の住所大阪府河内長野市汐の宮町31番５－１号
債務者　迫田正太郎
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
大阪府泉佐野市鶴原1814番地の７
債務者　髙松　孝治
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
大阪府岸和田市土生町２丁目30番28号ドミールタチバナ土生503号、前住所大阪府岸和田市稲葉町499番地の２
債務者　高橋　美賀
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
大阪府岸和田市西大路町132番地の２、前住所大阪府泉南市新家725番地の34
債務者　藤木　良尚
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８４号
大阪府貝塚市新町10番７―504号、前住所大阪府岸和田市北町12番１号北町マンション106号
債務者　川辺　拓哉
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地30棟303号
債務者　福留　鉄己
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
大阪府岸和田市土生町713番地メゾン中嶋Ｂ－２
債務者　林　　茂
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
大阪府岸和田市天神山町１丁目３番11―101号
債務者　上村　　正
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
大阪府泉佐野市佐野台98番地佐野台住宅12―405
債務者　林　富士美
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
大阪府泉南市新家4431番地バリュージュ新家Ａ―102、前住所大阪府泉南市新家2892番地の１ファミール南大阪812号
債務者　土橋　博彰
1　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係